

本資料は、個人情報特定されるため、自治会で一部を改変しております。

大意は変わりません。

宜しくお願いいたします。

コ推第 59-8 号

令和3年11月16日

八千代台自治会
会長 林 隆文 様

八千代市長 服 部 友 則
(公印省略)

自治会要望への回答について

日頃から自治会の活動を通し、住みよい地域づくりにご尽力をいただき、心より御礼を申し上げます。

さて、先に貴自治会からいただきました市政への要望等につきましては、別紙のとおり回答させていただきます。

なお、回答内容についての質疑等は、担当課が対応させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

自治会要望等への回答

自治会名 八千代台自治会 担当課 土木管理課

要望等内容	回 答
<p>1-1 西4丁目5と4の間の道路のひび割れの補修について</p>	<p>今後劣化状況を観察し、必要に応じて対応を検討してまいります。</p>
<p>2 西5丁目と北7丁目の間の道路陥没の補修について</p>	<p>ご要望箇所につきましては、今年度に舗装補修工事を実施いたします。</p>
<p>5-3 八千代台西郵便局付近の側溝の蓋の設置について</p>	<p>現地状況を確認し、安全性等の優先度を考慮のうえ対応を検討してまいります。</p>
<p>5-6 西8-6-1付近の側溝の蓋の設置について</p>	<p>側溝蓋の新設については、市内一円において多くの要望がありますが対応できていないのが現状であり、当該地についても、早急な対応は困難となっております。</p>

自治会要望等への回答

自治会名 八千代台自治会

担当課 危機管理課

要望等内容	回 答
5-1 防犯カメラの設置について	<p>本市の防犯カメラについては、第4次総合計画後期基本計画に防犯施設の整備として位置づけ、平成28年度から5か年で50台の設置を行い、平成26年度に設置した20台と併せ、令和2年度末までに70台の設置を行いましたことから、市による防犯カメラの整備は完了しておりますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>また、令和3年度より、自治会等が行う防犯カメラの設置に要する経費に対する補助制度を創設いたしましたので、ご希望の際は、危機管理課までお問合せ願ひます。</p>
ちかん注意看板の設置について	<p>看板に関しては、作成・設置及び許可手続き等に関して、自治会のご負担でお願いしておりますが、看板内に「八千代市役所」の文言を表示することにつきましては可能となりますので、よろしくお願ひいたします。</p>

(八千代市)

自治会要望等への回答

自治会名 八千代台自治会

担当課 土木維持課

要望等内容	回 答
No.1-2 「一時停止」の標識 の設置 (八千代台西 4 丁目 ・11)	一時停止の規制につきましては、交通規制となりますので交通管理者であります八千代警察署交通課にご要望をお伝えいたしました。当該箇所の詳細な内容を確認したいことから、八千代警察署交通課までご連絡いただきたいと報告がありましたので、お伝えいたします。なお、本市といたしましては、丁字路を示す路面表示の設置をいたします。
No.3 カーブミラーの設置 (八千代台北 8-9)	八千代台北 8-9 地先へのカーブミラーの設置をいたします。
No.4 「スピード注意」の 看板 (八千代台西 5 丁 目)	「スピード注意」の看板設置につきましては、設置場所について立会いをしていただきたいため、土木維持課まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。
No.5-2 カーブミラーの設置 (八千代台西 8-3-9 付近, 八千代台西 8- 3-19 付近)	八千代台西 8-3-9 地先へのカーブミラーの設置につきましては、候補地として八千代台西 5-11 付近の道路に建柱を検討しておりますが、住宅の前に構造物を設置することに懸念される方が多いことから、自治会で住宅所有者様に承諾を得たのち、土木維持課までご連絡いただきますようお願いいたします。

地圖削除

	<p>八千代台西 8-3-19 地先へのカーブミラーの設置につきましては、道路幅員が狭いことから電柱に共架を予定しておりますが、電柱管理者との協議及び申請、また市内の要望箇所と併せて工事を行うことから設置までの期間を要することをお伝えいたします。</p>
<p>No.5-4 カーブミラーの角度 について調査・確認 (八千代台西 8-1-10 付近)</p>	<p>カーブミラーの角度調整を行いました。当該箇所は道路幅員が狭くまた、坂道が含まれる交差点のため見えにくい箇所がありますので、交差点に進入する際は一旦停止をし、徐行を行い目視での安全確認を行っていただきますよう地域の方々にお伝え下さい。</p>
<p>No.5-5 カーブミラーの設置 (八千代台西保育園 付近)</p>	<p>一方通行の交通規制区域に進入する際、八千代台西中学校のフェンス及び樹木によって㊸方向から来る車両の確認が困難であると判断いたしますので、㊸箇所に㊸方向を確認するためのカーブミラーを設置いたします。</p> <p>市が設置いたしますカーブミラーは目視の安全確認が困難な場所に、自動車同士の衝突防止の補助施設として設置をしておりますことから㊹方向から来る自転車等の確認のためのカーブミラーの設置については困難であります。なお、㊹方向への確認については、一時停止をし、徐行等を行い目視での安全確認を行うことで自転車等を確認できると判断いたします。</p>

<p>No.6 道路の補修 (八千代台北 4-13-12 付近)</p>	<p>市で管理する道路の一定区間以上の舗装補修については路面の劣化状況の調査を基に、緊急輸送道路やバス路線の指定等を考慮し、平成 29 年度より国の交付金等を活用し計画的に実施しております。</p> <p>要望路線のうち八千代台北 90 号線につきましては令和 5 年度に損傷が著しい県道幕張八千代線交差点部八千代台北 11-6-5 付近から八千代台北 11-5-5 付近までの区間約 100m 及び要望箇所を含む八千代台北 4-13-12 付近から八千代台北 4-17-6 付近までの区間約 80m の補修工事を予定しております。</p>
<p>一方通行化 (八千代台北 4-13-12 付近)</p>	<p>一方通行の交通規制につきましては、交通管理者の所管となりますので、所轄であります八千代警察署交通課に、ご要望をお伝えいたしました。当該箇所を一方通行の規制区域に指定するには、状況調査及び自治会、沿線地域住民の総意の同意書を八千代警察署交通課まで提出していただきたいとの回答がありました。なお、詳細などについては、八千代警察署交通課までお問合せいただきたいとの回答がありましたので併せてお伝えいたします。</p>

(八千代市)